

これまでの福島復興の取組と今後の課題

令和6年2月18日

内閣府 福島原子力事故処理調整総括官

^{にい}新居 泰人

はじめに

本講演・資料の中には、個人的な意見や考えも含まれることを御了承いただけたら幸いです。

能登半島地震（令和6年元旦）

2月1日 石川県知事 発災後1ヶ月メッセージ

石川県 令和6年度能登半島地震復旧復興本部

創造的復興に向けて



理念

- 必ず能登へ戻す
- 単なる復旧にとどめず、人口減少など課題を解決しつつ、能登ブランドをより一層高める「創造的復興」を目指す



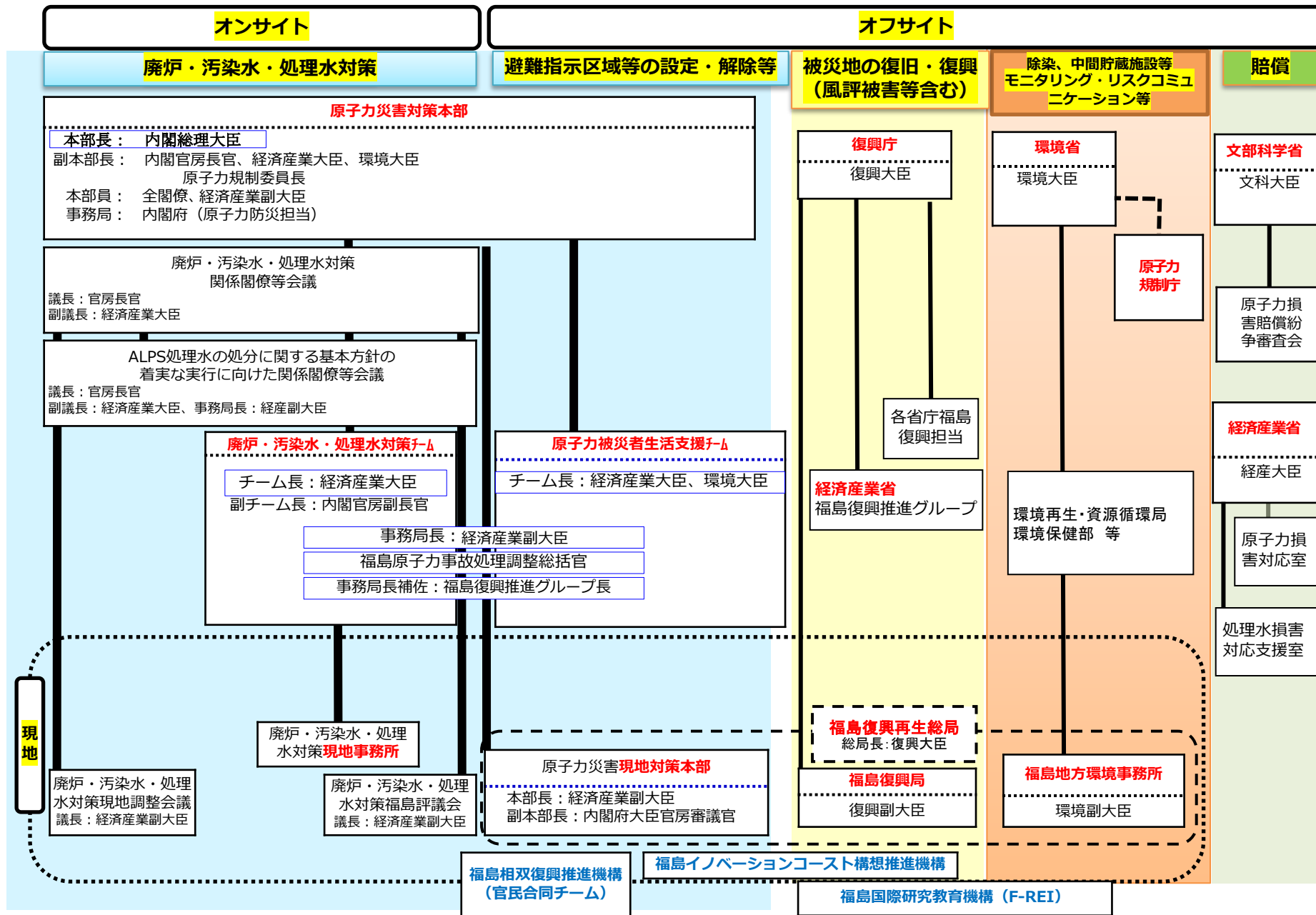
-6-

石川県令和6年(2024年)能登半島地震復旧・復興本部第1回本部会議資料3から引用

福島復興 概観

- 体制
- 経緯

福島復興推進に係る政府の全体の体制



福島復興に関する主な経緯

分野	廃炉・汚染水・処理水対策	避難指示解除	復興	賠償
危機対応	2011.12 冷温停止状態の達成、中長期ロードマップ」策定	2011.3.11 原子力災害対策本部及び現地対策本部設置 (避難指示区域、屋内待避区域設定) 2011.4.22 屋内退避指示の解除、警戒区域等の区域設定 2011.12～2013.8 冷温停止を受けた 避難指示区域見直しの実施	2011.4 東日本大震災復興構想会議 2011.6 東日本大震災復興基本法	2011.8 原子力賠償審査会（福島第1原発、第2原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針） 2011.9 原子力損害賠償支援機構設立 2011.12 原賠審「第一次追補」（自主的避難等賠償）
	2012.9 原子力規制委員会設置 (原子力安全・保安院の廃止)	2013.8 新たな 避難指示区域の設定（避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域）	2012.2 復興庁 発足 2012.3 福島復興再生特別措置法成立	2012.3 原賠審「第二次追補」 (避難区域見直し等に係る賠償)
集中復興期間	2013.9 「 汚染水問題に関する基本方針 」策定 (「国が前面に」、 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議の設置等)	2014.4～2017.4 大熊・双葉を除く全ての 居住制限区域・避難指示解除準備区域の解除	2013.2 福島復興再生総局の設置 2013.12 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」閣議決定 (「国が前面に」、福島再生加速化交付金の設置等)	2013.1 原賠審「第三次追補」 (農林漁業等の風評被害への賠償) 2013.12 原賠審「 第四次追補 」 (故郷喪失慰謝料等)
	2014.8 原賠機構法の改正(廃炉等支援業務の追加) 2014.12 4号機使用済燃料の取出し完了 2015.9 サブドレンの稼働 2015.10 海側遮水壁の閉合完了 2016.3 凍土壁の凍結を開始 (一般作業服着用可能エリアが敷地全体の約9割に)	2014. 4.1 田村市 2014. 10.1 川内村（一部） 2015. 9.5 楡葉町 2016. 6.12 葛尾村 2016. 6.14 川内村 2017. 7.12 南相馬市 2017. 3.31 飯館村、川俣町、浪江町 4.1 富岡町	2014.6 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想 研究会 報告書公表 2015.8 福島相双復興官民合同チーム 創設	2015.6 精神的損害賠償 商工営業損害等一括賠償
第1期復興 ・創生期間	2016.9 ALPS処理水の長期的取扱いの検討開始 (小委員会設置)	2016.8 帰還困難区域の取扱いに関する考え方（原子力災害対策本部決定）	2016.4 企業立地補助金（自立・雇用創出企業立地補助金） 創設	2016.12 農業営業損害等一括賠償
	2017.5 原賠機構法の改正 (「廃炉等積立金制度」を設置) 2018.3 凍土壁が深部一部を除き完成 2019.4 3号機使用済燃料取出し開始 2019.12 「 中長期ロードマップ 」の第5回改訂 (廃炉と復興の両立、 デブリ取り出しの初号機確定)	2017.5 福島特措法改正 特定復興再生拠点区域制度 の創設 2017.9～ 復興拠点計画認定(6町村) 2019.4 大熊町・帰還困難区域以外解除 2020.3 双葉町・帰還困難区域以外解除 (→帰還困難区域以外を全て解除) 双葉町、大熊町、富岡町の拠点一部解除 (→帰還困難区域の一部を初めて解除)	2016.9 「 福島新エネ社会構想 」策定 2017.5 福島特措法改正(イバ 構想、相双機構の法定化) 2017.7 福島イノベーション・コースト構想推進機構 創設 2017.12 「風評払拭・リスクコミュニケーション戦略」策定 2019.12 福島イノベ構想を基軸とした「 産業発展の青写真 」策定 2020.3 福島ロボットテストフィールド 全面開所 福島水素エネルギー研究フィールド 開所 2020.9 東日本大震災・原子力災害 伝承館 開所 2021.2 「福島新エネ社会構想」改定 2021.3 官民合同チームの第二期復興・創生期間の取組方針 策定	
第2期復興 ・創生期間	2021.4.16 ALPS処理水の処分に関する基本方針 (関係閣僚会議決定)	2021.8.31 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方（原子力災害対策本部決定）	2021.4 福島特措法に基づく福島復興再生計画(R3-7FY)の認定 (移住等の促進、交流・関係人口の拡大 を位置づけ)	2021.4.27 処理水損害対応支援室設置(経産省)
	2021.8.24 ALPS処理水の処分に関する 当面の対策(関係閣僚会議決定) 2021.12.28 ALPS処理水の処分に関する 行動計画(関係閣僚会議決定) 2022.7.22 ALPS処理水の処分に係る実施計画の 原子力規制委員会による認可 2022.8.30 ALPS処理水の処分に伴う対策の強化・拡充 の考え方の取りまとめ、行動計画の改訂 2023.1.13 第5回ALPS処理水関係閣僚会議 「ALPS処理水の海洋放出は2023年春から夏頃を見込む」 2023.7.4 IAEA包括報告書の公表 2023.8.24 ALPS処理水海洋放出開始 中国が日本産水産物を禁輸 2023.9.4 水産業を守る政策パッケージを策定	特定復興再生拠点区域の避難指示 解除 2022.6.16 葛尾村 拠点区域解除 2022.6.30 大熊町 拠点区域解除 2022.8.30 双葉町 拠点区域解除 2023.3.31 浪江町 拠点区域解除 2023.4.1 富岡町 拠点区域解除 2023.5.1 飯館村 拠点区域解除 2023.6 福島特措法改正 特定帰還居住区域制度 の創設 2023.9 大熊町・双葉町の特定帰還居住区域復興再生計画認定 2023.11 富岡町の点・線拠点の避難指示解除 2024.1 浪江町の特定帰還居住区域復興再生計画認定 2024.2 大熊町の特定帰還居住区域復興再生計画(変更)認定	2021.6 官民合同チームによる浜通り地域等15市町村の水産仲買 +加工業者等への個別訪問・支援を開始 2021.8 ALPS処理水に係る理解醸成に向けた 情報発信等施策パッケージ 策定 2022.5 「 交流人口拡大アクションプラン 」策定 2022.6 福島特措法改正(福島国際研究教育機構の設立(2023.4)を法定) 2022.12 万博アクションプランVer3.0 策定 (未来社会に向けた被災地の最新技術・まちづくりの発信) 2023.4 F-REI(福島国際研究教育機構) 創設 2023.6 若手有志を含む 福島芸術文化推進室 創設(経産省)	2022.6.17 最高裁判決 2022.12.20 中間指針の見直し 第五次追補 策定 2022.12.23 ALPS処理水関連の賠償基準の基本的な考え方を東京電力が公表

東日本大震災から約13年、これまでの福島復興の取組（避難指示解除、なりわい・産業・復興）

避難指示解除		なりわい・産業・復興
危機対応 ~ 集中復興期間 2011年度 ~ 2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災直後に原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置 避難指示区域や屋内待機区域を設定 ● 2013年8月、新たな避難指示区域を設定 [避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域] ● 2014年4月から2017年4月にかけて大熊町・双葉町を除く 全ての居住制限区域・避難指示解除準備区域を解除 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2012年2月、復興庁創設 ● 2014年6月、福島イノベーション・コースト構想研究会報告書公表 ● 2015年8月、福島相双復興官民合同チーム創設
復興・創生期間 第1期 2016年度 ~ 2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年8月「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」決定 ● 2017年5月「特定復興再生拠点の認定制度」創設 (福島特措法改正) ● 2020年3月までに大熊町・双葉町を含む6町村の帰還困難区域以外を全て解除 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年4月、企業立地補助金創設 ● 2016年9月、「新エネ社会構想」策定（2021年2月改定） ● 2017年7月、福島イノベーション・コースト構想推進機構創設 ● 2019年12月、復興庁・経産省・福島県の3者による イノベ構想を基軸とした「産業発展の青写真」策定 ● 2020年3月、福島ロボットテストフィールド全面開所 福島水素研究フィールド（FH2R）開所
復興・創生期間 第2期 2021年度 ~ (2025年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年8月「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」決定 ● 2023年6月「特定帰還居住区域制度」創設 (福島特措法改正) - 9月、大熊町・双葉町の一部地域で先行的な除染に着手 - 2024年度から本格的な除染を開始 ● 2023年11月までに帰還困難区域のうち特定復興再生拠点は6町村全て解除 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年4月、「移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大」を 法に基づく福島復興再生計画に位置づけ ● 2022年5月、「交流人口拡大アクションプラン」策定 ● 2022年12月、「万博アクションプラン」策定 ● 2022年12月、「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」発足 ● 2023年4月、福島国際研究教育機構（F-REI）創設 (2022年6月福島特措法改正) ● 2023年6月、若手有志を含む福島芸術文化推進室新設（経産省）

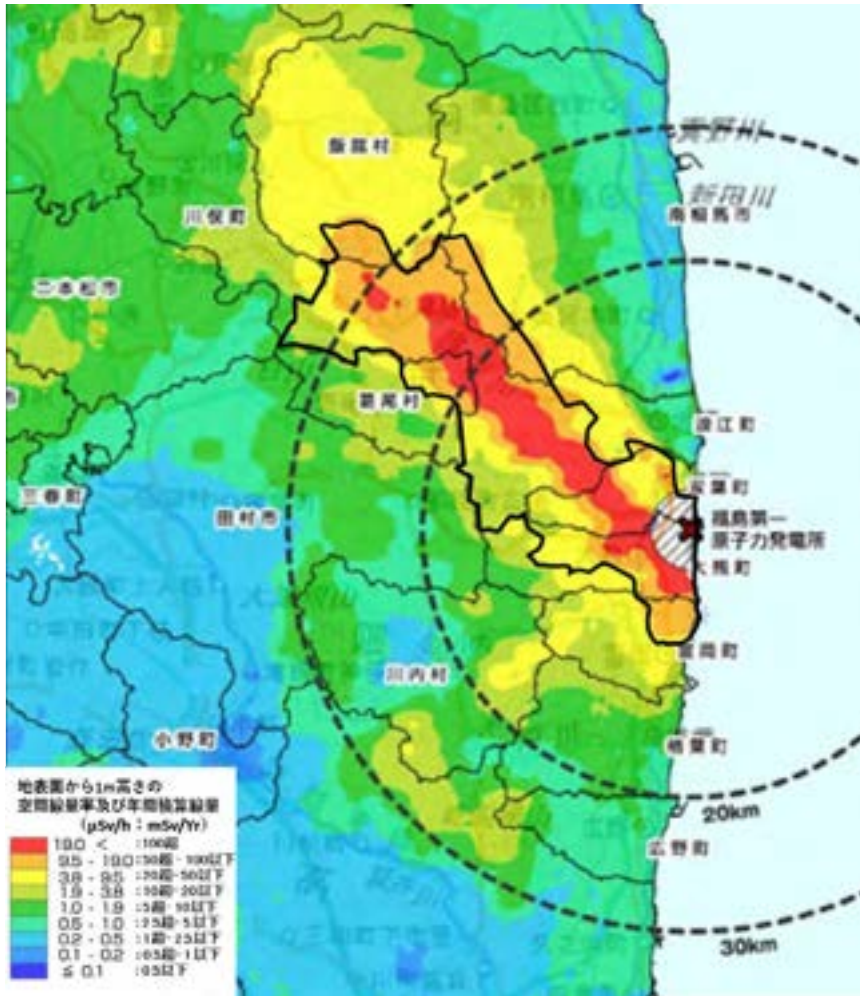
避難指示解除

- ・放射線量
- ・避難指示区域の設定・見直し
- ・避難指示解除
 - ・解除準備区域・居住制限区域
 - ・帰還困難区域
 - ・拠点制度：「特定復興再生拠点」
 - ・拠点外：「特定帰還居住区域」

放射線量の推移

〔2011年11月時点の線量分布〕

※黒枠囲いのエリアは帰還困難区域

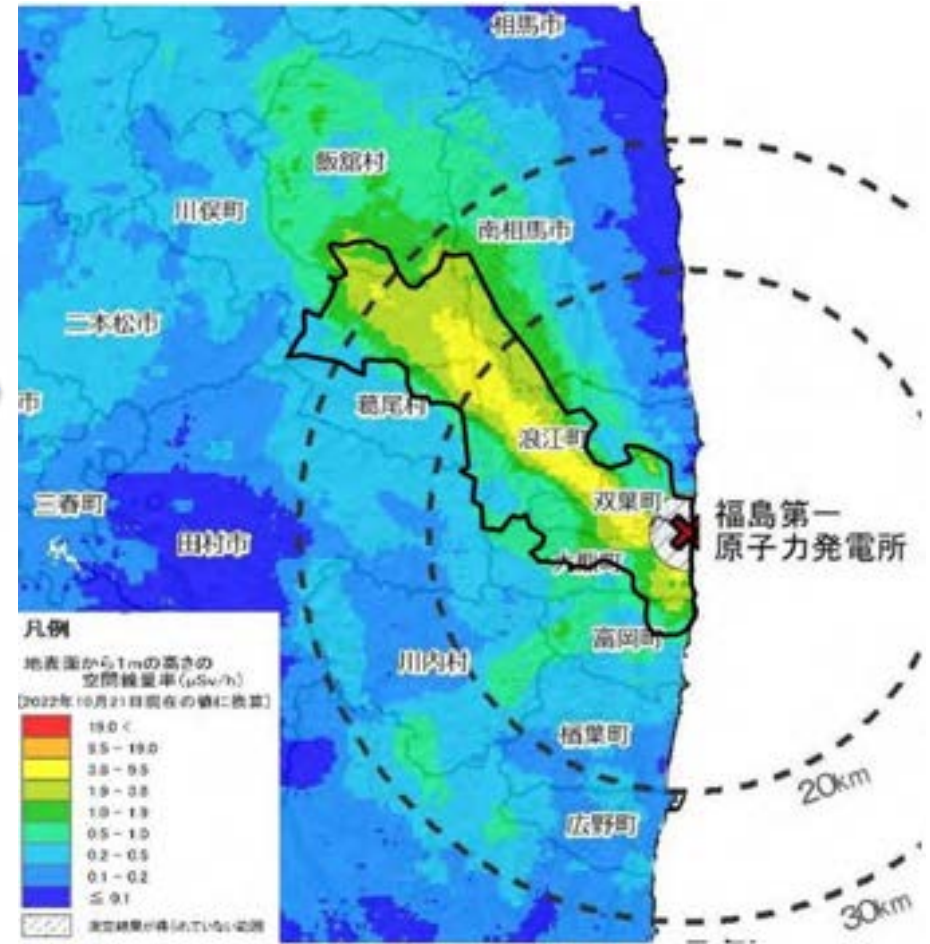


(出典) 平成23年12月16日文部科学省「文部科学省による第4次航空機モニタリングの測定結果について」に基づき支援T作成

〔2022年10月時点の線量分布〕

※黒枠囲いのエリアは帰還困難区域

11年後



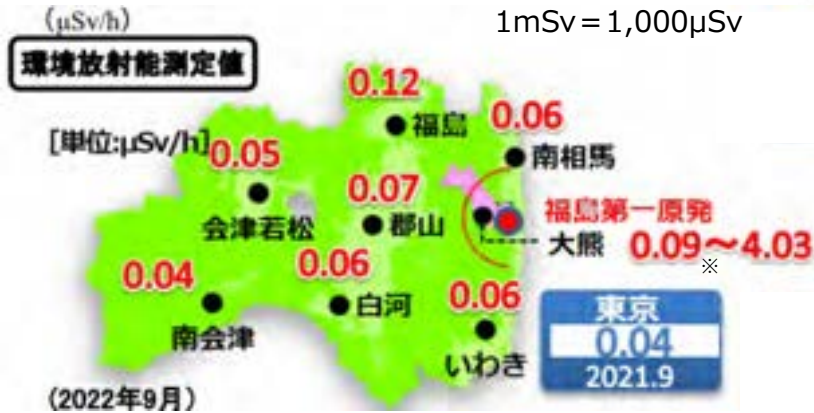
(出典) 令和5年3月10日原子力規制委員会福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について」に基づき支援T作成

福島県内の放射線量と放射線の人体への影響

- 福島県内の放射線量は、震災直後から、自然減衰や除染等により大幅に減少している。

◆福島県の放射線量

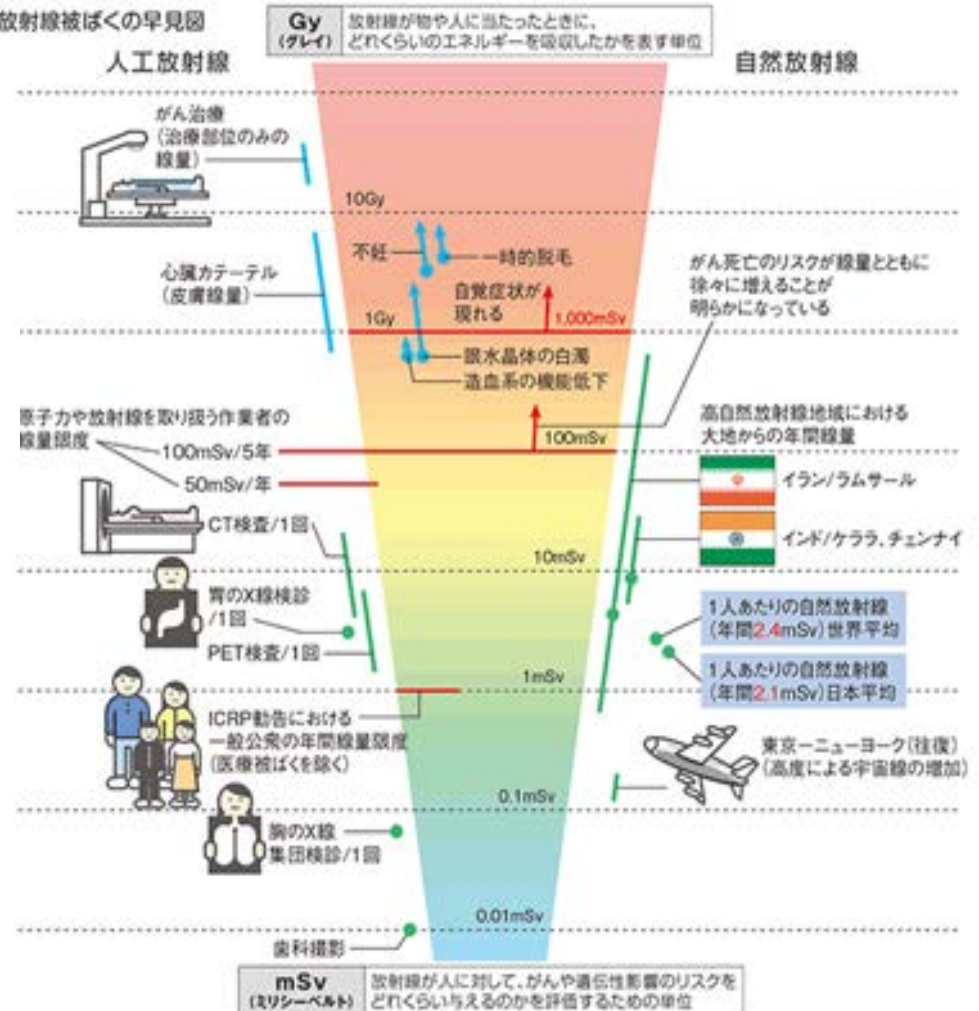
◆放射線の人体への影響



※0.09μSv/hの年間換算は、0.7884mSv/y



※放射線被ばくの早見図



※数値は有効数字などを考慮した概数です。

※目盛(点線)は対数系示になっています。目盛がひとつ上る度に10倍となります。

(2017)放射線医学総合研究所「放射線被ばくの早見図」などを参考に作成

はじめに 放射線・放射能・放射性物質とは

- 電球 = 光を出す能力を持つ

光

ワット (W)
▶ 光の強さの単位

ルクス (lx)
▶ 明るさの単位

- 放射性物質 = 放射線を出す能力 (放射能) を持つ

放射線

ベクレル (Bq)
▶ 放射能の単位

シーベルト (Sv)
▶ 人が受ける放射線被ばく線量の単位

換算係数

※ シーベルトは放射線影響に関係付けられる。

放射性物質 壊変と放射線

放射性物質は不安定

1ベクレル 1秒間1個壊変

1秒間に1個物質が変化 (壊変) = 1ベクレル (Bq)

安定

エネルギーを放射線として放出

10ベクレル 1秒間10個壊変

放射性物質 半減期

放射線を出す能力 (放射能) の減り方

最初の状態 (不安定な原子核が並んでいる)

半減期の時間が経過

半減期の2倍の時間が経過

半減期の3倍の時間が経過

は200個

は100個 (最初の半分)

は50個 (最初の1/4)

は25個 (最初の1/8)

まとめ

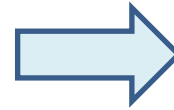
- ✓ 放射線を出す能力 (放射能) を持つ物質を放射性物質と呼ぶ。
- ✓ 放射性物質は不安定で、放射能は時間経過により減少する。

避難指示区域の指定・見直しの経緯

1. 2011年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 2011年4月

- ・警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- ・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
- ・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】



「冷温停止状態」
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

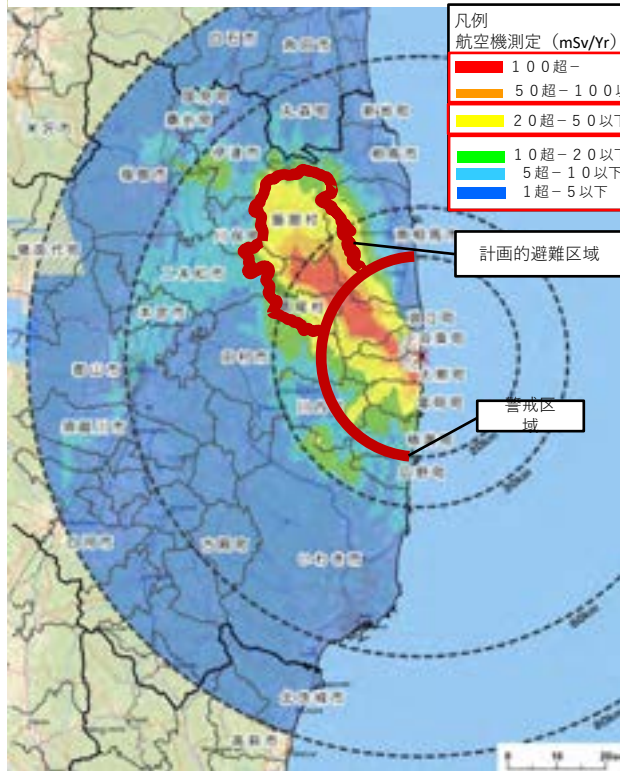
- ・帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※2015年6月19日以降、一部事業活動可
- ・居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- ・避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

3. 2011年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 2011年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

2013年8月、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了（各市町村で、地区毎に住民説明会を実施（約200回））

〔 2011年4月時点の
空間線量から推定した積算線量の分布 〕



〔 2011年4月22日時点
(事故直後の区域設定が完了) 〕



〔 2013年8月
(区域見直しの完了時点) 〕



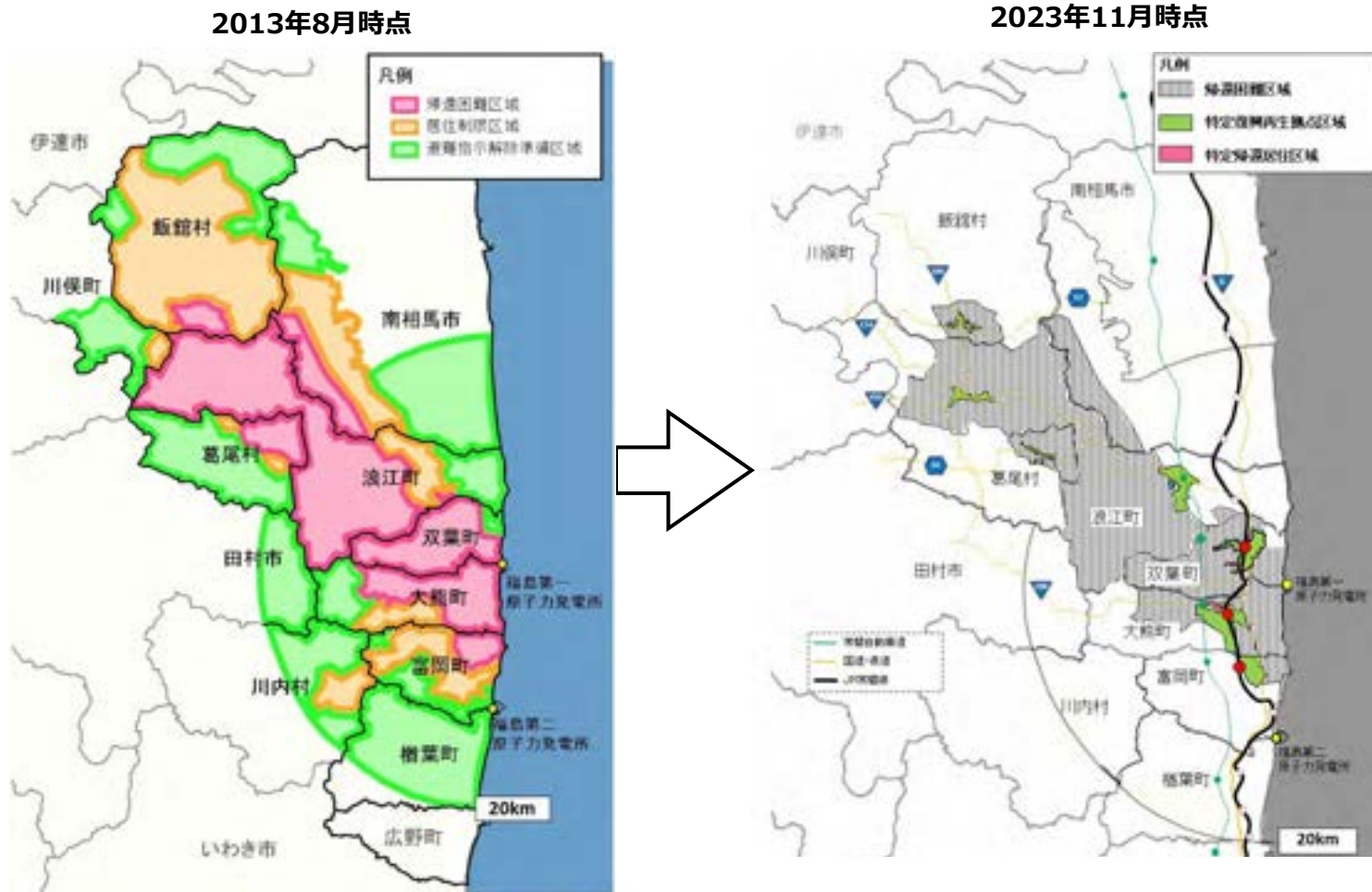
避難指示解除の経緯・現状

<避難指示解除日>

- ・田村市 2014年4月1日
- ・楡葉町 2015年9月5日
- ・葛尾村 2016年6月12日※1
- ・川内村 2016年6月14日※2
- ・南相馬市 2016年7月12日※1
- ・飯館村 2017年3月31日※1
- ・川俣町 2017年3月31日
- ・浪江町 2017年3月31日※1
- ・富岡町 2017年4月1日※1
- 2020年3月10日※3
- ・大熊町 2019年4月10日※1
- 2020年3月5日※3
- ・双葉町 2020年3月4日※3
- ・葛尾村 2022年6月12日※4
- ・大熊町 2022年6月30日※4
- ・双葉町 2022年8月30日※4
- ・浪江町 2023年3月31日※4
- ・富岡町 2023年4月1日※4
- ・飯館村 2023年5月1日※4
- ・富岡町 2023年11月30日※4

※1 帰還困難区域以外。
 ※2 全村。2014年10月に一部解除済み
 ※3 帰還困難区域の一部（双葉町は避難指示解除準備区域も含む）
 ※4 特定復興再生拠点区域

<避難指示区域の現状>



2013年8月（区域設定時）

区域設定時から約9年9か月

2023年5月時点

避難指示区域からの避難対象者数	約8.1万人	➔	約8千人（約7.3万人減）
避難指示区域の面積	約1,150km ²		約310km ² （約836km ² 減）

(注)避難指示区域からの避難者数は、市町村からの聞き取った情報（それぞれ、2013年8月8日時点、2023年4月1日時点の住民登録数）を基に、原子力被災者生活支援チームが集計

避難指示解除の3要件 (原子力災害対策本部決定 平成23年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実にあること
- ②日常生活に必須なインフラ（電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など）や生活関連サービス（医療、介護、郵便など）が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること。
- ③県、市町村、住民との協議

「避難指示解除は、ゴールではなく、復興のスタート」

帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組

避難指示解除準備区域

【2011年当時、放射線量が年間20ミリシーベルト以下・立入り可】

⇒ 全て解除済み

居住制限区域

【2011年当時、放射線量が年間20～50ミリシーベルト・立入り可】

⇒ 全て解除済み

帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】

「たとえ長い年月を要するとしても、**将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む**」との方針（2016年8月）

① 特定復興再生拠点区域(■部分)

・帰還困難区域のうち、**5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還を目指す**区域

→ 2022年に葛尾村、大熊町、双葉町、
2023年に浪江町、富岡町、飯舘村の避難指示を解除。

② 特定復興再生拠点区域外(▨部分)

・**2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう**にする方針を2021年8月31日に決定。

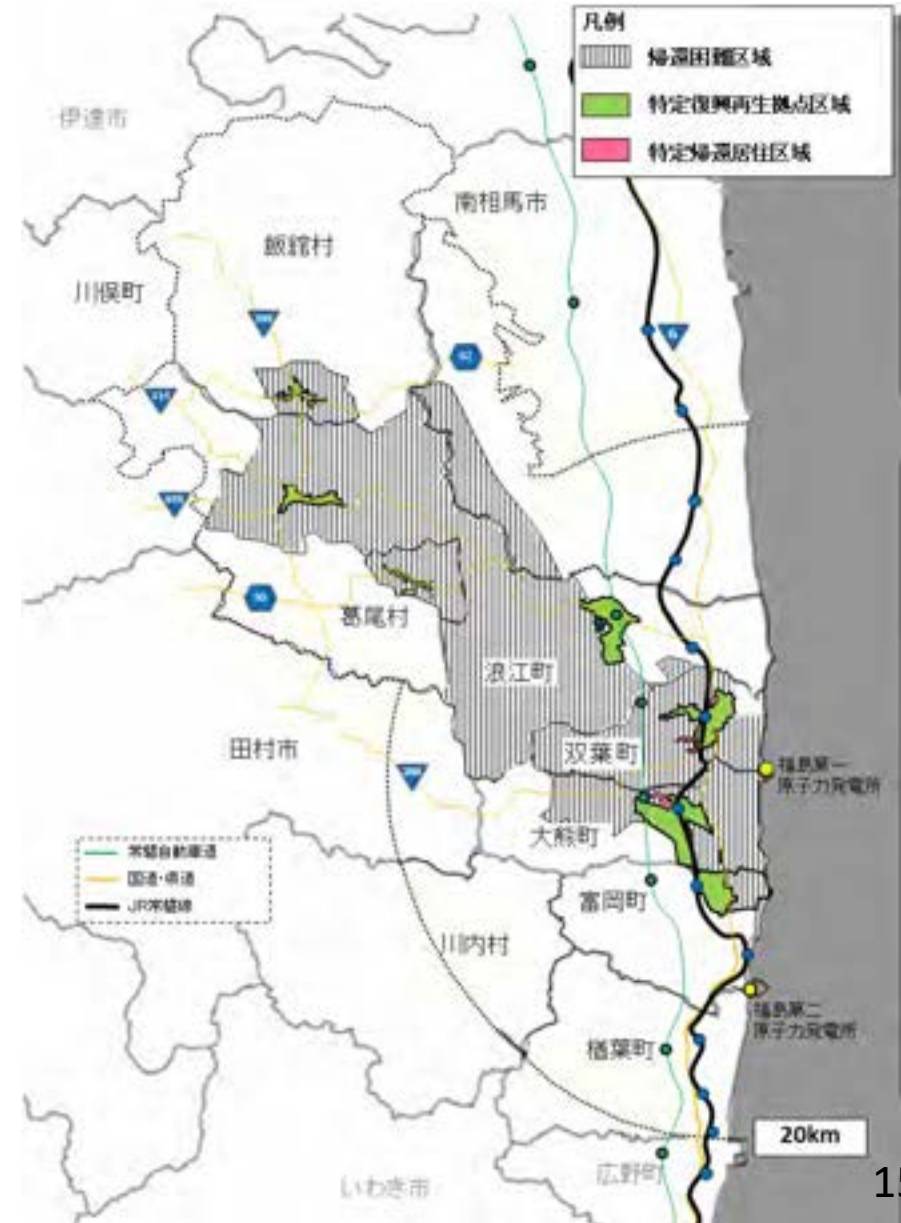
・2023年6月の改正福島特措法により、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「**特定帰還居住区域**」制度を創設。

・上記制度に基づき、同年9月に大熊町及び双葉町の一部区域(■部分)に係る「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を認定。

当該計画に基づき、**本年12月に先行的な除染に着手し、インフラ復旧等の避難指示解除に向けた取組を実施。**

・2024年度から始める本格除染に係る計画については、**2023年度内に計画の申請・認定**を目指す。

避難指示区域（2023年11月時点）



【参考】福島特措法改正（2023年6月）の概要について

検討の方向性

「特定帰還居住区域」（仮称）に係る法制度の創設

- 市町村長が、**拠点区域外**において、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」（仮称）を設定できる制度を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定（要件は以下通り）

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」（仮称）を作成し、**内閣総理大臣が認定**

- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

- (1)除染等の実施(国費負担)
- (2)道路等の**インフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域の比較

	特定復興再生拠点区域（拠点）	特定帰還居住区域（拠点外）
目的	① 住民の帰還 、 ② 地域経済の再建 、③ 移住	「 <u>住民の帰還</u> 」のみ
区域要件	放射線量が相当程度低く、①～③のための 拠点 となるような区域を設定。	一体的な日常生活圏を構成し、住民が生活の再建を図ることができる ような区域を設定。
計画認定	市町村長が「 特定復興再生拠点区域復興再生計画 」を策定、内閣総理大臣が認定	市町村長が「 特定帰還居住区域復興再生計画 」を策定、内閣総理大臣が認定
財源	（認定を受けた計画に基づき） 国費による除染等を実施	同左 ※復興特会及びエネルギー特会の応分の負担により確保

【参考】帰還困難区域の避難指示解除の取組状況

- 帰還困難区域のうち**特定復興再生拠点区域**については、**全区域で避難指示の解除を実現**。
- **特定復興再生拠点区域外**についても、昨年度実施した帰還意向調査の結果を踏まえ、改正福島特措法に基づく「**特定帰還居住区域復興再生計画**」（以下、「計画」）の申請・認定に向けて**地元自治体との調整や住民説明会※等を実施**。
（※住民説明会では、「できるだけ早く除染や避難指示解除をお願いしたい」といったお声を頂戴したほか、準備が整った区域から段階的に避難指示を解除する意向を示す自治体もあった。）
- 昨年9月に大熊町・双葉町の一部地域において先行して「計画」を認定。当該計画に基づき**昨年12月から除染作業を開始**。
- 本年1月に浪江町、2月に大熊町・富岡町の「計画」を認定。今後、**当該計画に基づく除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めるとともに、次期の帰還意向調査の実施についても地元自治体と調整**。

■ 特定復興再生拠点区域外：帰還意向確認調査結果（公表時点）

※調査実施期間：大熊町（8月19日～9月15日）／双葉町（8月26日～9月20日）
浪江町（11月30日～1月15日）／富岡町（12月23日～1月31日）

	大熊町※	双葉町※	浪江町※	富岡町※
世帯数（世帯）	604	411	760	244
返送世帯数	370（61%）	212（52%）	444（58%）	187（77%）
帰還意向あり	198（33%）	93（23%）	256（34%）	92（38%）
帰還希望なし	107（18%）	44（11%）	117（15%）	46（19%）
保留	65（10%）	75（18%）	71（9%）	49（20%）

※葛尾村は今年度調査を実施し、現在集計中

【大熊町】



【双葉町】



【浪江町】



【富岡町】



なりわい・産業・復興

- ・官民合同チーム
- ・企業立地促進
- ・福島イノベーション・コースト構想
- ・産業発展の青写真
- ・福島新エネ社会構想

官民合同チーム（福島相双復興推進機構）の活動

- 2015年6月の閣議決定に基づき新たな支援主体（官民が一体となったチーム）として創設
- 福島県原子力被災12市町村における地域経済・社会の再建への寄与がミッション



官民合同チームの支援対象地域



官民合同チーム **新五箇条**

第二期復興・創生期間において、現場主義を徹底して復興への取り組みを進めるとともに、相双地域に新しい価値を創出することを目指して、官民合同チームの行動規範を次のとおり進化させる。

(2021年6月1日)

一、労を惜しまず、とことん取り組む

事業・なりわい・生活の再建と自立、地域の発展のために、自分事として、労を惜しまず、とことん取り組む。

一、謙虚にお話を伺い、真の思いを理解する

被災された方々の御苦労を胸に刻み、謙虚にお話を伺い、真の思いを理解する。

一、対話を深め、広い視野で提案する

対話を深め、全体を俯瞰する広い視野を持ち、復興の状況に応じた最適な施策を提案する。

一、チームワークを高め、関係機関と協働する

チームワークを高め、関係機関と協働することで、多様なネットワークと専門性を総動員し、成果を追求する。

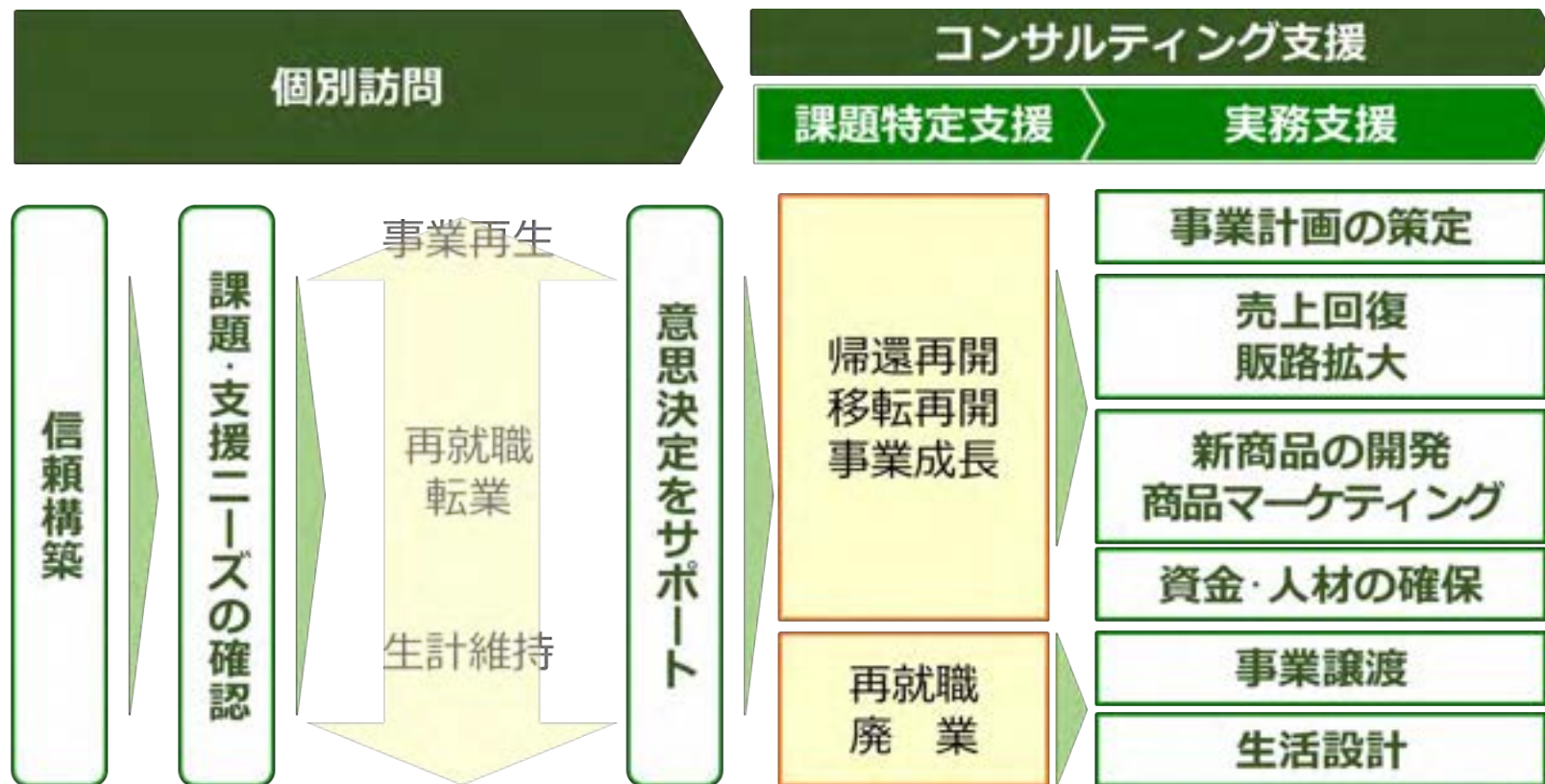
一、「希望の地」を目指して、新たな取り組みに挑戦する

高い志を持って、「希望の地」を目指し、失敗をおそれず、新たな取り組みに果敢に挑戦する。

“相双の復興なくして福島の復興なし。福島^{の復興なくして}日本の再生なし。
復興のその先にある未来へ”

官民合同チームの事業・なりわい再生支援手法

- 受け身ではなく、原発事故で被災した12市町村の**全事業者**に**個別訪問**・相談を実施
- 支援策を紹介するだけでなく、事業者の**お悩みをとことんお伺いし**、**信頼関係を構築**、**課題設定**から**課題解決**まで、**事業者**に寄り添った支援を実施



事業再開の事例①

ネモト（楡葉町）

- ◆1961年、楡葉町にてスーパーマーケットを開業。町内に2店舗を構えていたが、震災で開業50年目にして閉店。
- ◆いわき市や広野町にて移転再開。楡葉町の避難指示解除後、官民合同チームが家族会議にも入って相談。新たな街づくりとして整備された「笑ふるタウン・ここなら笑店街」にて2018年6月に再開。現在は福島県内の特産品やスイーツ、楡葉町産野菜コーナーを設けるなど「**地産地消**」を目的とした商品販売に力を入れている。



外観

陶吉郎窯（浪江町）

- ◆浪江町で300有余年の歴史と伝統を持つ、**大堀相馬焼**の窯元。震災後はいわき市へ避難し、震災から約2か月後、いわき市江畑町に仮工房を構えた。2018年4月には、いわき市四ツ倉に新工房をオープン。
- ◆現在は、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことを受け、浪江町への帰還に向けて工房や窯場の整備を進めている。



工房の上棟式（9月・浪江町）

事業再開の事例②

鈴木酒造（浪江町）

- ◆日本酒「磐城壽」で知られる、江戸時代から続く老舗酒蔵。震災により全てが損失したが、福島県ハイテクプラザに酵母が残っていたことを契機に、浪江町から山形県長井市に拠点を移し事業再開。
- ◆移転先の地域に密着した商品製造のほか、浪江町や葛尾村の酒米を使用する日本酒造りなど、地域の復興の取組を継続。2021年3月には、地元である浪江町の「道の駅なみえ」にて帰還再開を果たした。
- ◆浪江町の情報発信事業がきっかけとなり、2023年12月に貴醸酒のタイへの本格輸出を開始。タイのミシュラン星付きレストランで提供される。



浪江蔵（なみえの技・なりわい館内）

柴栄水産（浪江町）

- ◆浪江町請戸地区で水産物（シラス、コウナゴ等）の加工・卸売り・小売りのほか、和風レストラン六角茶屋も営んでおり、請戸漁港の中核を担っていたものの、震災により、工場、事務所、店舗等が流失・全壊。避難を余儀なくされる。
- ◆当初は別の地域での再開も検討していたが、「地元浪江町で再開したい」という思いが強く、請戸地区での再開を決意。
- ◆震災から9年後の2020年4月、請戸漁港の初セリに合わせて操業開始。2022年11月には、同社のしらすが豊洲市場の競りで最高値で取引されており、市場から高い評価を受けている。



浪江町請戸地区に新築した社屋

新商品開発の事例

- R4年度「ふくしま海の逸品～福島県新商品開発プロジェクト～」において、支援事業者との共同エントリーにより下記2プロジェクトの開発メンバーとなり、新商品開発の支援を実施。
 - ・ 福島応援！「お手軽ちぎり揚げ」プロジェクト（代表 岩下商店、いわき市）
 - ・ 相馬原釜産「ゴロっと！たこカレー」プロジェクト（代表 ループ食品、相馬市）
- 原価分析による値決めとスーパーへの販路開拓支援を継続実施中。

お手軽ちぎり揚げ（イカ人参風・松川浦産アオサ海苔入り）



福島の郷土料理「いか人参」をイメージして練り込んだちぎり揚げ。



相馬松川浦の青さ海苔を練り込み磯の風味豊かなちぎり揚げ。

相馬原釜産ゴロっと！タコカレー（マイルド・タコスミ・ココナッツ）

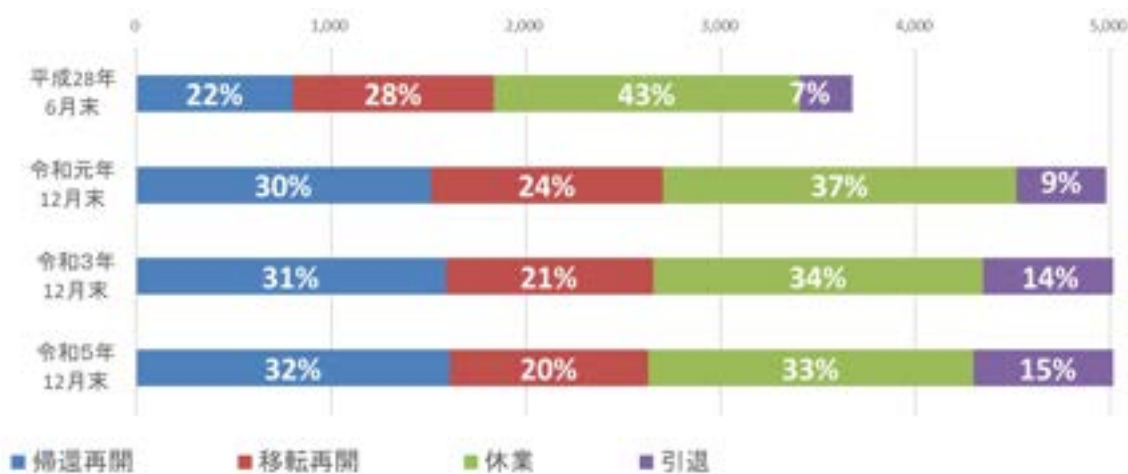


ゴロっとした相馬原釜産のヤナギダコ、相馬産の野菜を使い、食べやすくスパイシーなカレーに仕上げた。幅広い世代に召し上がっていただけるように、3種のラインナップを用意。

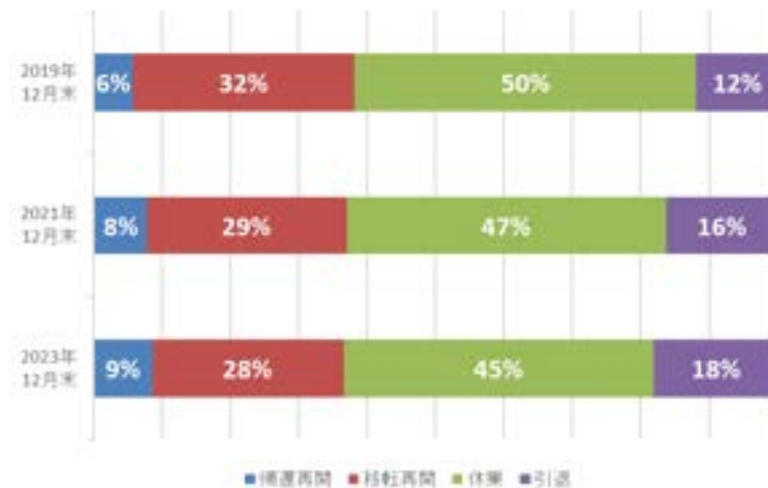
事業再開等の状況

- 官民合同チーム創設以降、約5,800事業者を訪問。再訪問やコンサルティング活動を含め、累計は約70,000回 ※令和5年12月末時点
- 帰還再開の比率が、平成28年6月末の22%から令和5年12月末に32%と徐々に上昇。ただし、各市町村において未だばらつきが見える

12市町村全体データ



中4町データ ※中4町：浪江町、双葉町、大熊町、富岡町



(注1) 事業者毎に最終の訪問等時点の状況を集計したものであり、現状と異なる場合がある。
 (注2) 上記事業者のほかに、震災後創業等（新規起業、域外からの進出等）の約500者を訪問。

◆川内村（H26解除） 複合商業施設（YO-TASHI）



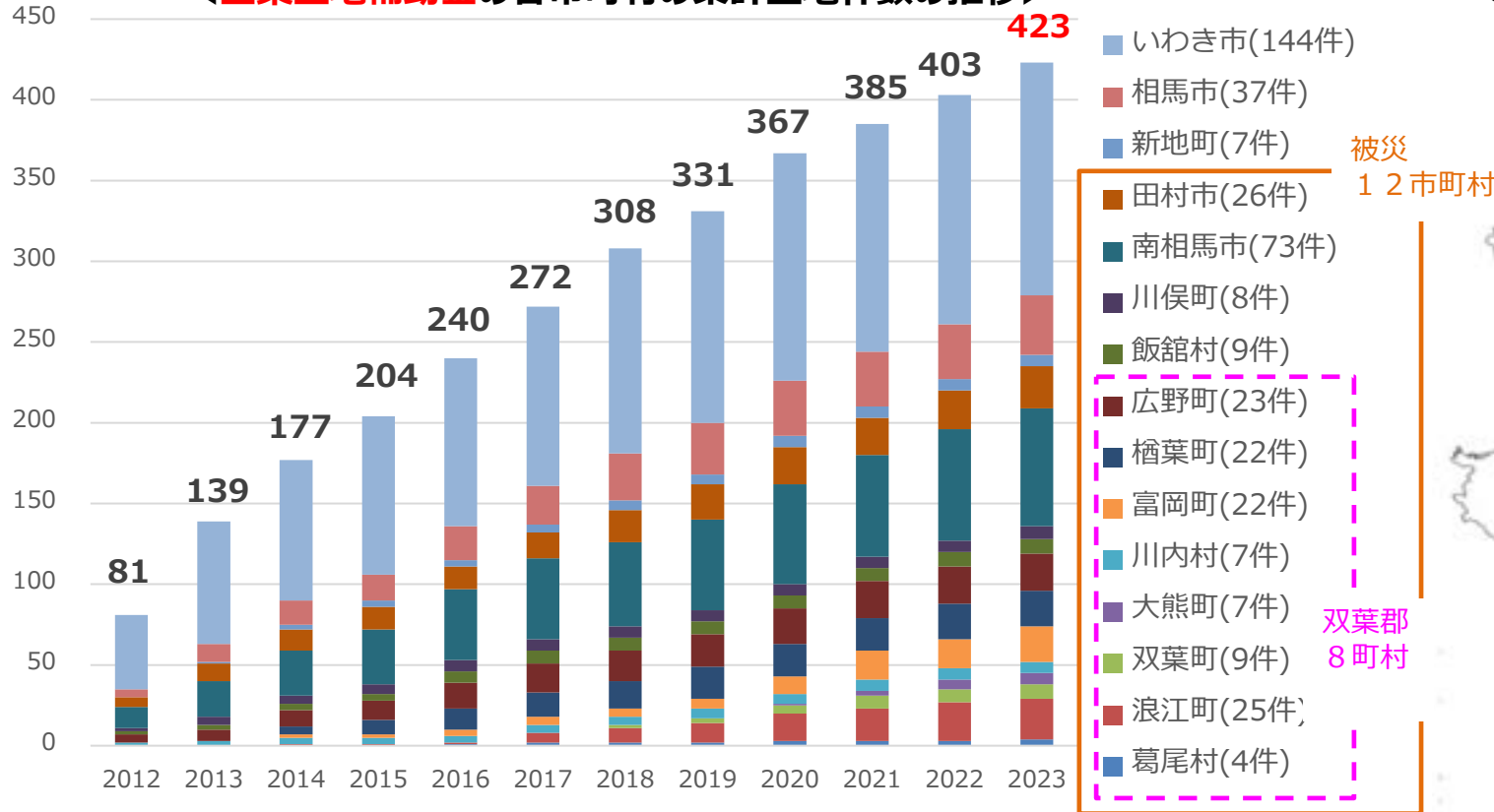
◆川俣町・山木屋（H29解除） 復興拠点商業施設「とんやの郷」



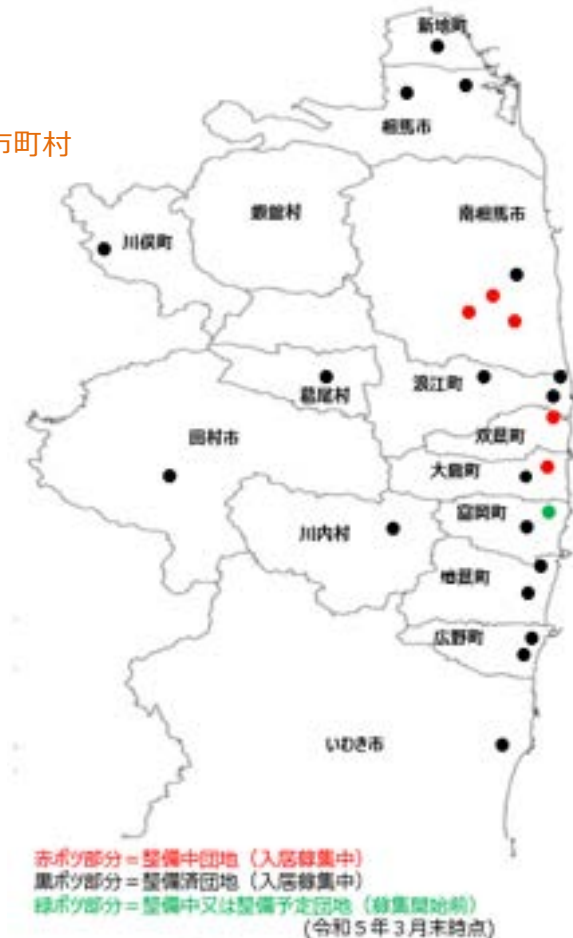
企業立地の促進

- ◇ 浜通り15市町村の**企業立地件数は423件**、**雇用創出数は5,195人**まで拡大(令和5年12月末時点)。一方、まだ**立地件数の少ない市町村も存在**している。
- ◇ 産業団地は、整備が進展するとともに、今後造成を予定しているものも存在。

＜企業立地補助金の各市町村の累計立地件数の推移＞



＜産業団地の整備状況＞



※ふくしま産業復興企業立地補助金、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の採択実績を基に作成 (令和5年12月末時点、辞退・廃止等を除く)。

新たな企業進出の事例（令和4～5年）

◇ 避難指示解除地域では、産業用地を中心に**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金**を活用して新たな企業の立地も進んでいる。

浅野燃糸（株）（双葉町） 令和5年4月操業開始

- 本社：岐阜県安八郡安八町
- 事業内容：特許技術を用いた燃糸の製造、**高機能タオル**の販売を行うため、燃糸工場を中野地区復興産業拠点に新設



豊通リチウム（株）（楡葉町） 令和4年10月操業開始

- 本社：福島県双葉郡楡葉町
- 事業内容：主に**リチウムイオン電池**に使用される予定である水酸化リチウムを製造するため、国内初の製造工場を楡葉南産業団地に新設



（株）バイオマスレジン福島（浪江町） 令和4年11月操業開始

- 本社：福島県双葉郡浪江町
- 事業内容：非食用米を一部原料とした**バイオマスプラスチック**である「ライスレジン」の製造を行う工場を浪江町北産業団地に新設



（株）アルメディオ（双葉町） 令和5年2月操業開始

- 本社：東京都国立市
- 事業内容：**カーボンナノファイバー**等を製造するナノマテリアル事業の拠点として、中野地区復興産業拠点に福島双葉工場を新設



（株）ARCALIS（南相馬市） 令和5年8月操業開始

- 本社：福島県南相馬市
- 事業内容：新型コロナウイルスやインフルエンザのほか、がんの治療薬等の開発に用いられる**mRNA医薬品・ワクチン**の受託開発製造等を行う原薬製造工場を下太田工業団地に新設



福島イノベーション・コースト構想

- ◇ 浜通り地域等における産業の復興のため、同地域での**新たな産業の創出**を目指す構想。
- ◇ **6つの重点分野**を位置付け、産業集積、教育・人材育成、交流人口拡大、情報発信等に、「**福島イノベーション・コースト構想推進機構**」（平成29年7月～、理事長 斎藤保氏(IHI相談役)）、国、福島県、市町村等が連携し取り組んでいる。

6つの重点分野

廃炉

国内外の英知を結集した
技術開発

廃炉作業などに必要な実証試験を
実施する「**楢葉遠隔技術開発センター**」



ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールド
を中核にロボット産業を集積

陸・海・空のフィールドロボットの使用環境
を再現した「**福島ロボットテストフィールド**」



医療関連

技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

「**ふくしま医療
機器開発支
援センター**」



エネルギー・環境・リサイクル

先端的な再生可能エネ
ルギー・リサイクル技術
の確立

再生可能エネルギーから水素を製造する
「**福島水素エネルギー研究フィールド**」



農林水産業

ICTやロボット技術等を
活用した農林水産業の
再生

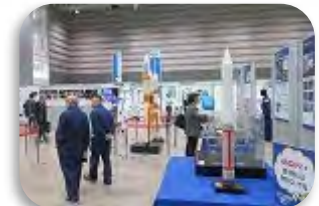
ICTを活用した農業モデルの確立
「**トラクターの無人走行実証**」



航空宇宙

「**空飛ぶ車**」の
実証や関連企
業を誘致

「**航空宇宙
フェスタふくしま**」



(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構、国、福島県、市町村 等

産業集積

トップセールスでの企業誘致活動、ビジネスマッチング
支援、工場建設や新たな製品開発への支援（**企業
立地補助金等**）

教育・人材育成

大学による市町村と連携した教育活
動（**フィールドスタディ等**）への支援

交流人口拡大

イノベ構想の各拠点や取組
を紹介するツアーの実施

情報発信

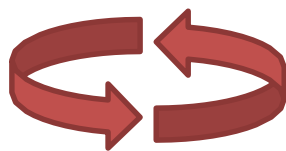
東日本大震災・原子力災害伝
承館の運営、シンポジウムの実施

福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真の概要

- 復興・創生期間（第一期）後も見据えた、中長期的かつ広域的な観点から浜通り地域等が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示すため、2019年に「**福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真**」を取りまとめ。

＜浜通り地域等の目指すべき姿＞ 自立的・持続的な産業発展

地元企業の
経営力・技術力向上
新たな事業展開



新たな企業・人材や
研究・実証の呼び込み
交流人口の拡大

3つの柱を軸に、先導的な地域となることを目指す

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

4つの重点分野に、新たに医療関連と航空宇宙を追加

廃炉

ロボット
・ドローン

エネルギー・環境
・リサイクル

農林水産

+

医療関連

航空宇宙

福島ロボットテストフィールドの活用事例

- 福島ロボットテストフィールドを産業集積の核として、浜通り地域でのドボット・ドローン等の実証実験や関連企業の立地が活発化している。

活用事例

935事例

(2017年9月～2024年1月)



① **ロボテス・浜通り等を
実証フィールドに**

ロボット 実証試験
研究開発 誘致件数
94件 1,275件

(2016年度～) (2015年8月～2024年1月)



② **実証から集積へ**

浜通り地域等への
ロボ関連新規進出
79社

(東日本大震災以降)



③ **交流人口の拡大**

ロボットテストフィールド
来訪者数
104,200名

(2018年7月～2024年1月)



- **地元企業の廃炉関連産業への参入等を支援**するため、ニーズ側(元請企業)とシーズ側(地元企業)をつなぐワンストップ相談窓口である「**福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局**」を、東京電力ホールディングス(株)、(公社)福島相双復興推進機構と共同で2020年7月に設置。**主たる窓口は(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構**が担当。
- **マッチング機会の提供**等の支援を実施するほか、2022年度からは**資格・品質認証等取得支援事業**(廃炉事業に必要な従業員の資格、品質認証 (ISO等) 取得費用の支援)、**総合展示会** (福島廃炉産業ビジネス総合展)を新たに実施。

「福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局」関連事業実績 (2023年12月末時点)

■ 登録企業数

192社

(2023年12月末現在)

■ マッチング(成約)数 (延べ数)

935件

(2020年7月～2023年12月)

■ 廃炉スタディーツアー

(福島第一原子力発電所)

参加企業数 **延べ20社**

■ 第1回廃炉関連産業交流会 (2023年8月2日)

参加企業数 元請企業：**7社**、県内企業：**20社**

■ 廃炉関連産業マッチング会 (2023年12月6日)

元請企業：**1社**、県内企業：**5社**

■ 競争力強化支援事業

支援企業 **4社** (延べ18社)

■ 資格・品質認証等取得支援事業

・資格取得 支援企業 **10社** (延べ35社)

・品質認証等取得 支援企業 **1社** (延べ6社)



マッチング会



スタディーツアー

廃炉関連産業参入の成功事例

- ・ 交流会の実施により、**使用済燃料用の角型容器の製造**や、**コンクリートスキン材の鉄筋加工**に関する受注が成約。
- ・ 元請け企業とのマッチングにより、**双葉郡内における防護服の製造・納品**が開始。(※社名は非公開)

- 2016年、福島イノベーションコースト構想におけるエネルギー分野の取組を加速し、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島県全体を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを旨とする「福島新エネ社会構想」を策定。
- その後、「2050年カーボンニュートラルの実現」という新たな目標を踏まえ、2021年に「福島新エネ社会構想」を改定。「再エネ」と「水素」を構想の2本柱に位置づけ、多様な主体による導入拡大や社会実装への展開を目指すこととした。
- 「GX実現に向けた基本方針(2023年閣議決定)」、「再エネアクションプラン(2023年4月関係閣僚会議決定)」、「水素基本戦略(2023年6月関係閣僚会議決定)」を踏まえ、福島新エネ社会構想の実現に向けた各取組の状況についてその進捗を確認し、今後さらに取組を加速すべく、2023年7月に「加速化プラン」を策定。

<2021年改定「福島新エネ社会構想」の2本柱>

1. 再エネ社会

- 再エネトップランナー県としての最先端の取組の加速
- 分散型再エネを基盤とした未来型社会の創出
- 未来を切り開く再エネのイノベーション拠点の創出

2. 水素社会

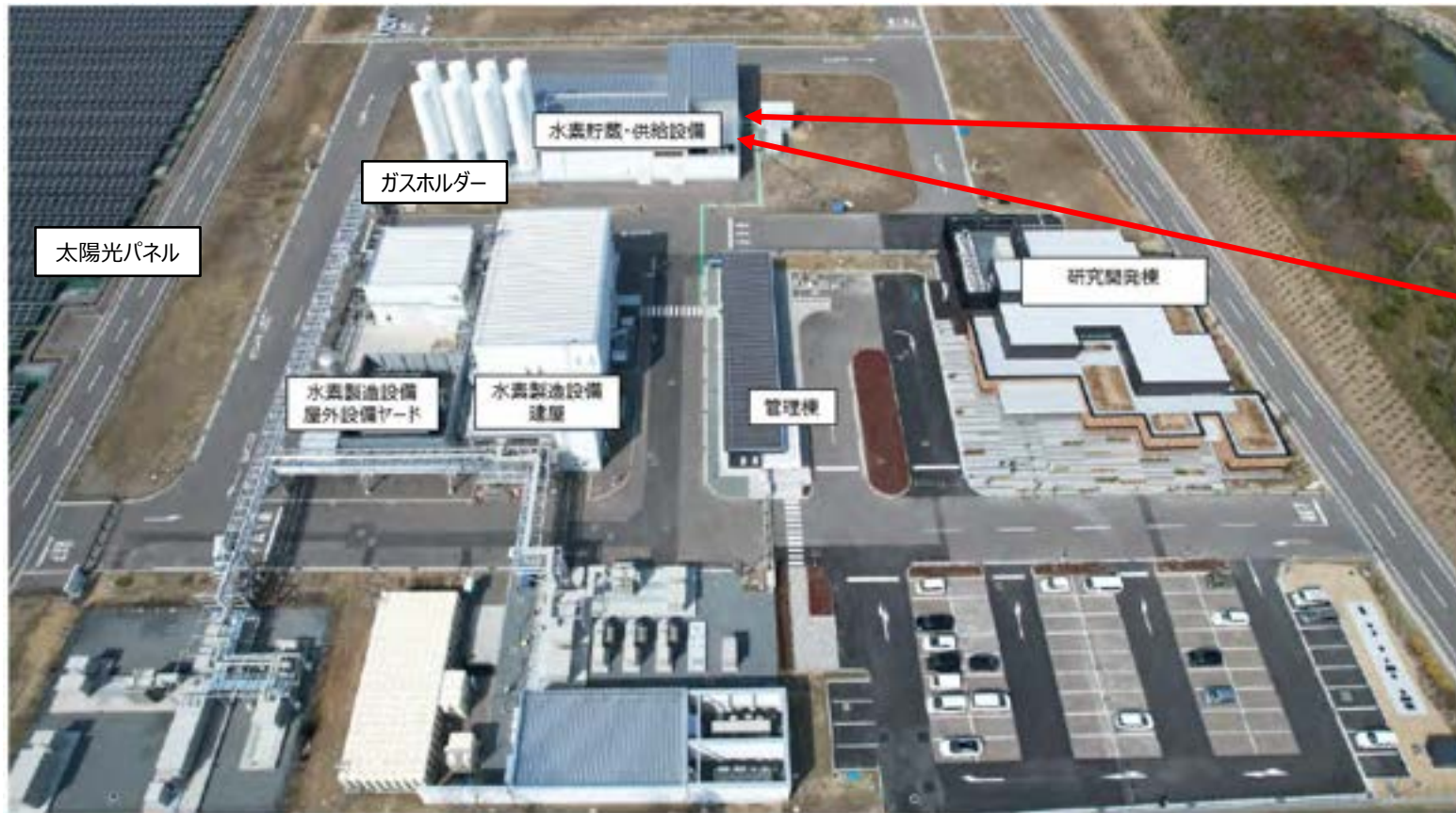
- 世界最大の水素イノベーション拠点の創出
- 水素モビリティ等の更なる導入拡大
- 水素社会実証地域モデルの形成



再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議
出典：官邸HP

福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R)

- 20MWの太陽光パネルで発電を行い、再生可能エネルギーを利用した**世界最大級となる10MWのアルカリ型水電解装置で毎時1,200Nm³ (約0.1トン) の水素を製造。**
- **クリーンで低コストな水素製造技術の確立を目指し、電力系統に対する需給調整を行うことで、出力変動の大きい再生可能エネルギーの電力を最大限利用する実証等を行う**とともに、実証で製造した水素をトレーラーやカードルに充てんし、各地へ供給。



1. 主な拠点整備の状況

福島ロボットテストフィールド（南相馬市・浪江町）

- 令和2年3月31日に全面開所。 浜通り地域の実証実験件数：**1,275件**
※浜通り地域等に79社のロボット関連企業が立地（平成23年3月～令和6年1月末）



福島水素エネルギー研究フィールド（浪江町）

- 令和2年3月7日開所。東京オリパラの際に、福島県産水素を、大会用車両として導入される燃料電池自動車、聖火台及び聖火リレーーチ向けの燃料などとして活用。
- 道の駅なみえ等に設置された定置型燃料電池への水素供給が開始されたほか、水素輸送の各種実証、水素を活用したRE100産業団地の構想策定など、水素利活用に関するプロジェクトが進行中。

2. 企業立地補助金による産業集積

- 福島県浜通り地域等における累計企業立地件数及び雇用創出数（令和5年3月末時点 浜通り地域等15市町村抜粋（採択あり））
企業立地件数：**406件** 雇用創出数：**4,583人**
※津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金／ふくしま産業復興企業立地補助金／自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

3. 実用化開発プロジェクト

- 浜通り地域等において企業や大学等が行う技術開発プロジェクトを支援。累計採択件数：244件（平成28年～令和5年）

4. 廃炉関連産業マッチング支援

- 地元企業の廃炉関連産業への参入を促すためのマッチング支援を実施。935件が成約済み。（令和5年12月末時点）

5. 起業・創業支援

- 浜通り地域等において企業や個人等が行う起業・創業に向けたビジネスアイデアの具体化をコンサルティング支援。
令和4年度採択件数：34件

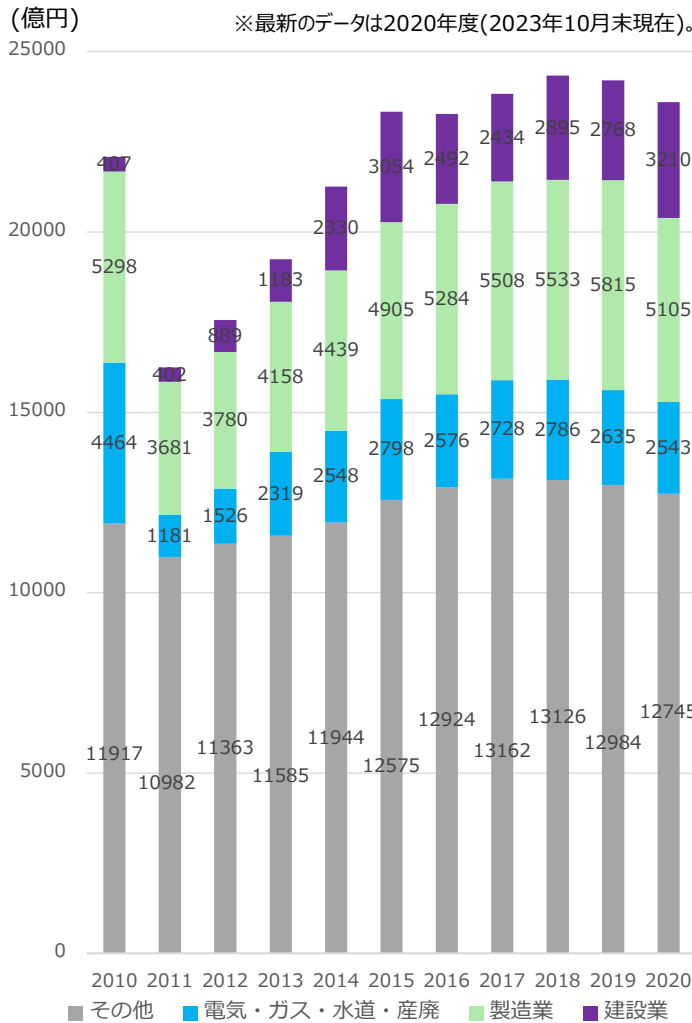
6. 教育・人材育成

- 浜通り地域等の工業高校等に対し、イノベ構想に関する講演会・企業見学等を実施。令和4年度延べ参加人数：約4,800名
- 大学等による浜通り地域等での「復興知」を活用した活動を支援。令和3年度採択件数：17大学21事業

被災15市町村の復興ステージ

● 特に被災15市町村の総生産を見ると、全体として震災前の水準に戻りつつあるものの、**原発立地町を中心に、未だ震災前にほど遠い地域もあり、自治体毎に復興のステージに違いが見られる**ようになっている。

総生産の推移（被災15市町村計）



被災12市町村別の総生産の推移（2010~20年度）

